

作成・監修：



# 令和6年10月 被用者保険の適用拡大に関する説明資料

令和●年●月●日

●●● ●●●

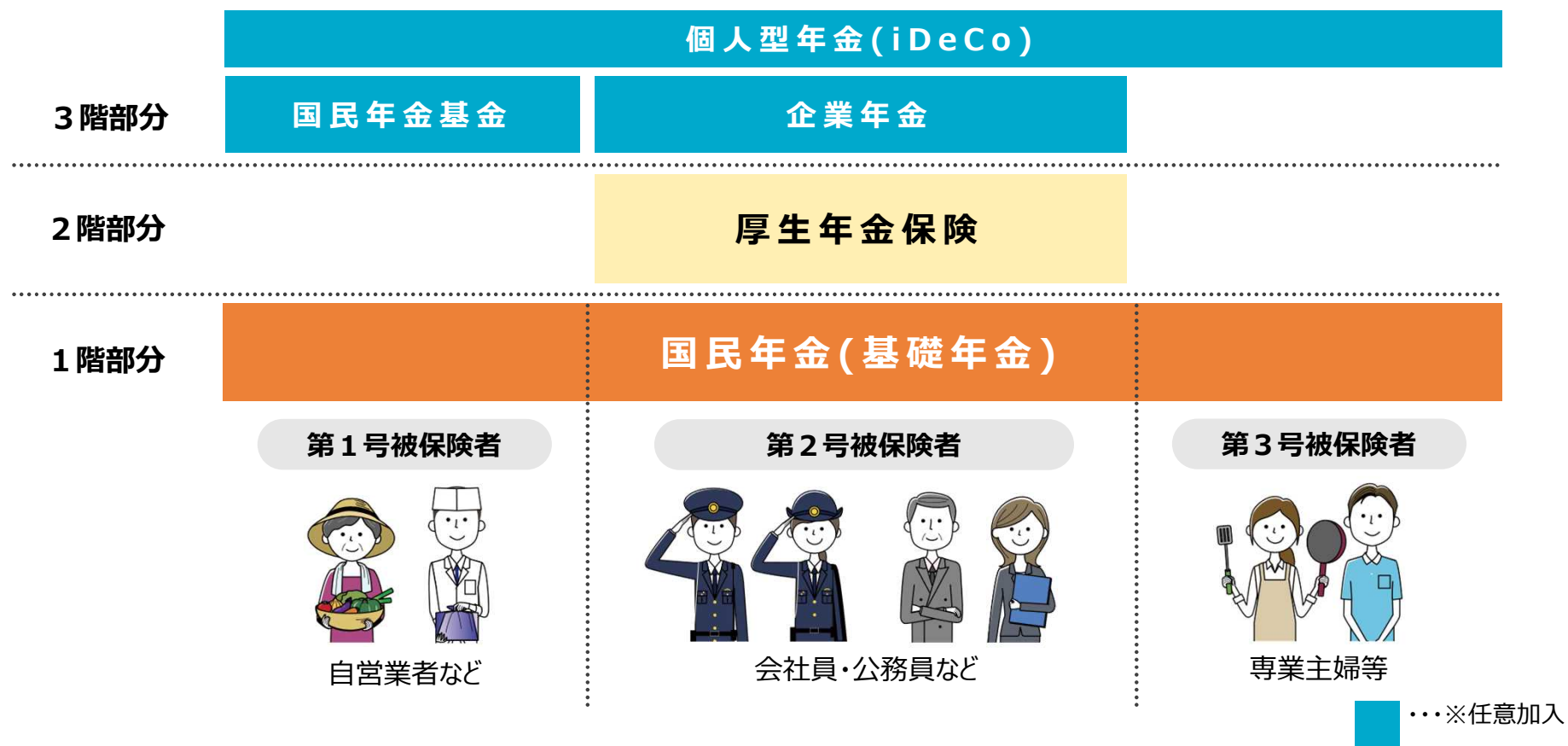


# 制度編

1

# 年金制度の仕組み

- ✓ 年金制度は、「3階建て」の構造。
- ✓ 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



# 公的年金制度とライフコース

働き方・暮らし方に応じて加入



国民年金(基礎年金)

国民年金(基礎年金)+厚生年金保険

国民年金(基礎年金)

第1号被保険者



(20歳から)

毎月16,980円(定額)を負担  
※ 令和6年度

第2号被保険者



(就職から)

月給の18.3% 負担  
(半分は会社が負担)

第3号被保険者



(20歳から)

負担なし  
(第2号被保険者全体で負担)

転職、暮らしの変化等

それぞれの保険料を納めた期間等(※1)を合算して10年以上あれば老齢年金(※2)を受けられます。  
(※1) 第1号被保険者の保険料免除期間や第3号被保険者であった期間を含みます。  
(※2) 厚生年金保険の加入期間があれば全て給付に反映されます。

(原則60歳まで)

(退職まで)

(60歳まで)

(65歳から)



月約6.8万円(満額)



月約14.9万円(平均) 令和元年度末



月約6.8万円(満額)

(亡くなるまで)

現役時代  
保険料を負担

引退後  
年金を受給

# 短時間労働者への被用者保険の適用（令和2年年金法改正以前の状況）

- 従来、被用者保険（厚生年金保険、健康保険）が適用される者の範囲については、フルタイムに近い働き方をする人に限られていた。 ※週の所定労働時間等の概ね4分の3以上

## 平成28（2016）年10月～

- 法改正により、当該範囲を1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している通常の労働者の4分の3以上（以下「4分の3基準」という。）である者（例：フルタイム労働者、週労働30時間以上の労働者（フルタイムの週労働時間が40時間の場合））と明確化したことに加え、
- 従業員500人超の企業等において、
  - ①週の所定労働時間20時間以上
  - ②所定内賃金が月額8.8万円以上
  - ③勤務期間1年以上見込み
  - ④学生は適用除外の要件を満たす短時間労働者に適用対象が拡大された。

## 平成29（2017）年4月～

- 法改正により、従業員500人以下の民間企業において、労使合意があれば適用拡大を可能にするとともに、国・地方公共団体は規模にかかわらず適用されることになった。

- しかし、令和2年年金法改正以前においても、**被用者でありながら被用者保険の適用対象外の者が多数おり、**これらの方は国民年金の加入者となっており、**低年金となりやすい状況にあった。**  
※厚生年金保険の被保険者（フルタイム）は約4,400万人であるが、週労働20時間以上の短時間労働者で約400万人が対象外であった（2018年度時点）

# 短時間労働者への被用者保険の適用拡大（令和2年年金法改正）

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、今回の改正では、**50人超規模の企業まで被用者保険（年金・医療）の適用範囲を拡大。**

2016年  
10月～

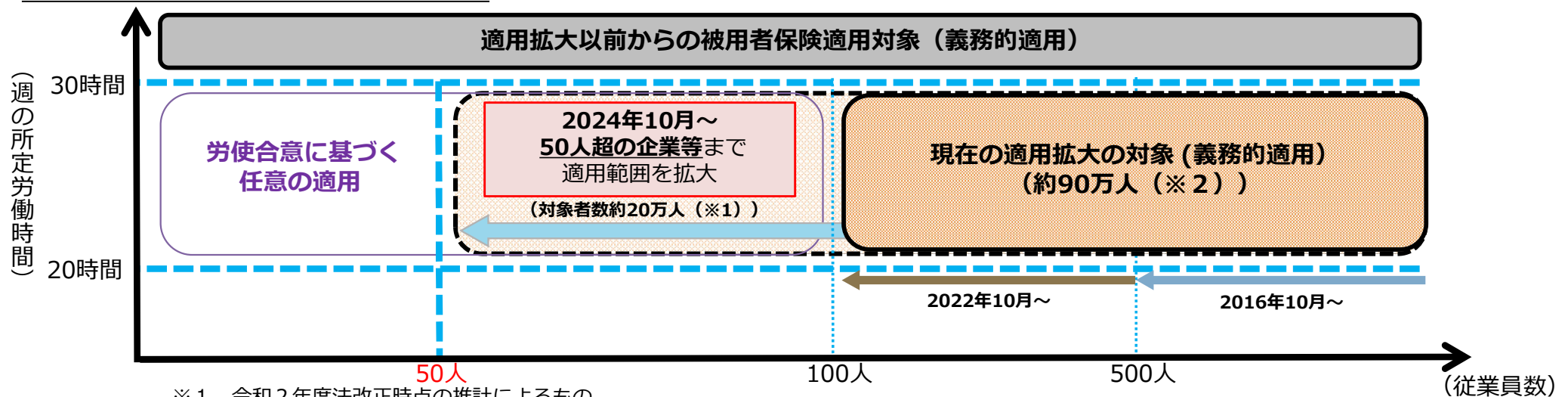
- ① 週労働時間20時間以上
- ② 所定内賃金が月額8.8万円以上
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生は適用除外
- ⑤ **従業員500人超の企業等**  
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

今回の改正内容

③ 勤務期間1年以上見込み  
→(2022年10月～) **撤廃**  
(フルタイムの被保険者と同様の**2か月超**の要件を適用)

⑤ 従業員500人超の企業等  
→ (2022年10月～) **100人超規模**の企業に適用  
→ (2024年10月～) **50人超規模**の企業に適用

## <被用者保険の適用拡大のイメージ>



※1 令和2年度法改正時点の推計によるもの

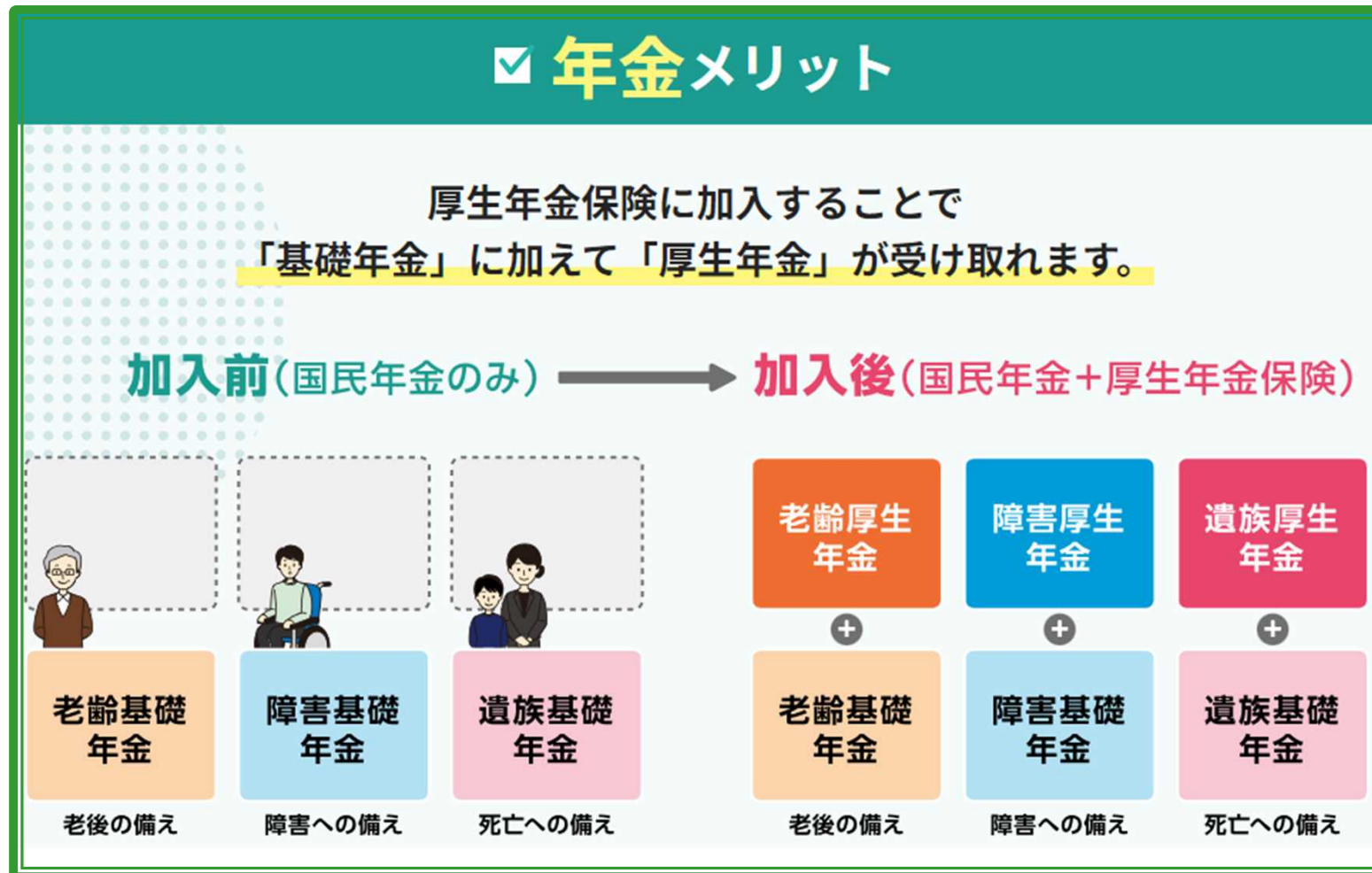
※2 2023年11月末時点（厚生年金保険・国民年金事業状況（事業月報））

## 1. 被用者にふさわしい保障の実現

- 被用者でありながら国民年金・国民健康保険加入となっている者に対して、被用者による支えあいの仕組みである厚生年金保険による保障（報酬比例の上乗せ給付）や、健康保険による保障（病気や出産に対する傷病手当金や出産手当金の支給）が確保される。
- 保険料についても、被用者保険では労使折半の負担となる。

# 被用者保険の適用拡大のメリット

厚生年金保険においては、老齢、遺族、障害の3つの保障が充実し、年金が“2階建て”になる。





# 被用者保険の適用拡大のメリット(医療保険)

医療保険においては、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができる。

## ✓ 医療メリット

1分で分かる!動画はこちら >>>



### 1 傷病手当金 …… 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

4日目から、最大1年6ヶ月、**給与の2/3の金額が受け取れます。\***<sup>1</sup>



病気またはけがが発生



※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は58,860円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) \*月額給与98,000円の場合

### 2 出産手当金 …… 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間

**給与の2/3の金額が受け取れます。\***<sup>2</sup>



出産



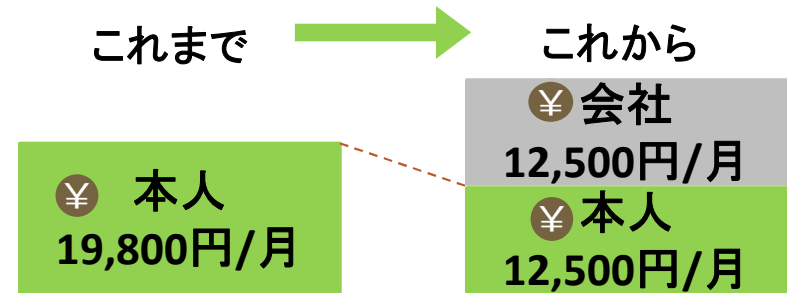
※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は213,640円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) \*月額給与98,000円の場合

# 被用者保険の適用拡大のメリット

## パート・アルバイトの方

### 保険料は口座振替から給料天引きに！

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、**給料からの天引き**になります。  
 なお、**保険料の半分は会社が負担**します。

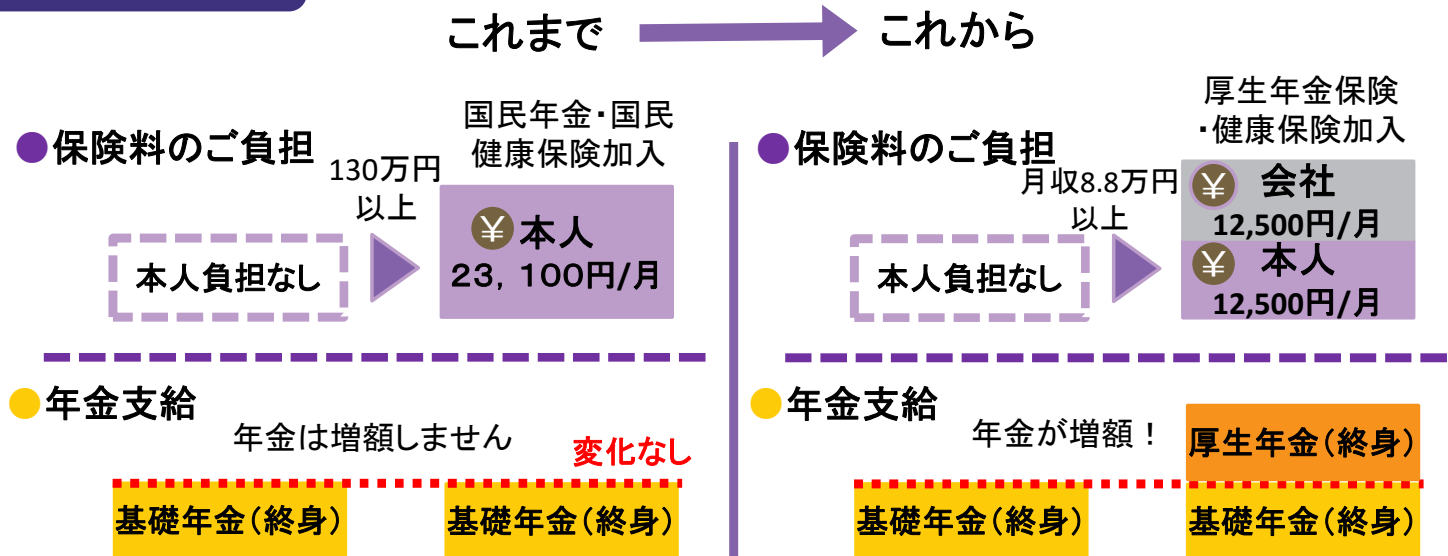


※金額は、月収8.8万円の例です。

## 配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方

### 扶養基準（130万円）を 意識せず働ける！

これからは、**所定内賃金が月額8.8万円以上**等の各種要件を満たした場合に、厚生年金保険、健康保険に加入し**保険料負担(労使折半)**が新たに発生するものの、**その分保障も充実**します。



※金額は一例です。

※金額は一例です。

## 適用拡大による個人の受益と負担

加入した年数に応じて報酬比例部分の額が充実。増えた年金を終身にわたり受け取れる。

※ 月収8.8万円の場合

	厚生年金保険料	健康保険料	増える報酬比例部分の年金額 (目安)	医療保険給付
20年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額 8,900円／年額 106,800円 終身	医療費給付 + 傷病手当金 出産手当金
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額 4,400円／年額 52,800円 終身	
1年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額 440円／年額 5,200円 終身	



**基礎年金** (40年加入)  
月額 68,000円／年額 816,000円  
終身

# 適用拡大による個人の受益と負担

①～③のどのケースでも、いわゆる「130万円の壁」\*は生じない。

\*国民年金第3号被保険者（被扶養者）が130万円の扶養基準を超えると国民年金第1号被保険者になるため、給付が増えないにもかかわらず、保険料負担が増えること

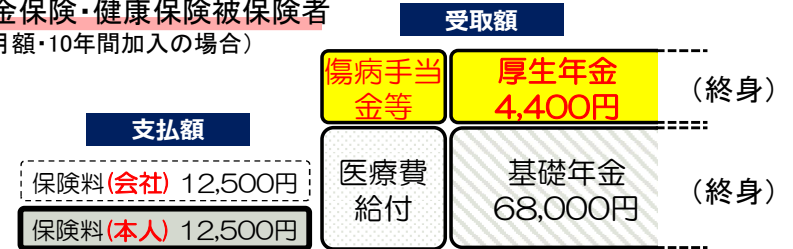
## ※ 月収8.8万円の場合

### ① 単身者、自営業者の配偶者など

（国民年金第1号被保険者、国民健康保険加入者）



厚生年金保険・健康保険被保険者  
（月額・10年間加入の場合）

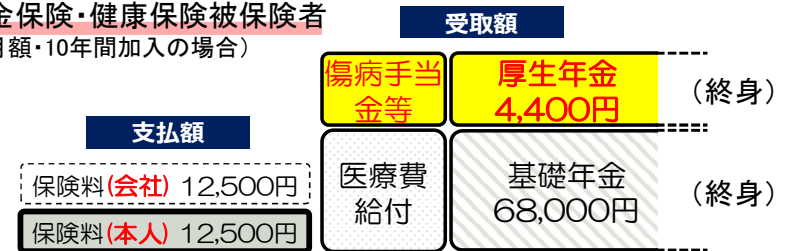


### ② サラリーマンの配偶者など

（国民年金第3号被保険者、健康保険被扶養者）



厚生年金保険・健康保険被保険者  
（月額・10年間加入の場合）



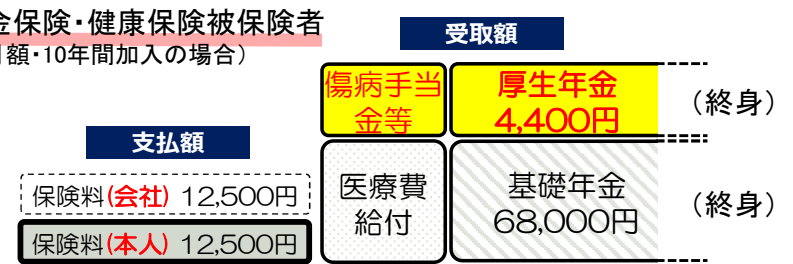
### ③ 60歳以上の者など

（国民年金非加入者、国民健康保険加入者）

※ 国民年金非加入者には、60歳以上の者のほか、20歳未満の者等も含まれる



厚生年金保険・健康保険被保険者  
（月額・10年間加入の場合）



※ 図は報酬比例部分の年金額が増える分を示しているが、厚生年金の加入期間が480月（40年）に満たない者の場合は、更に経過的加算（基礎年金増に相当）が加算される。

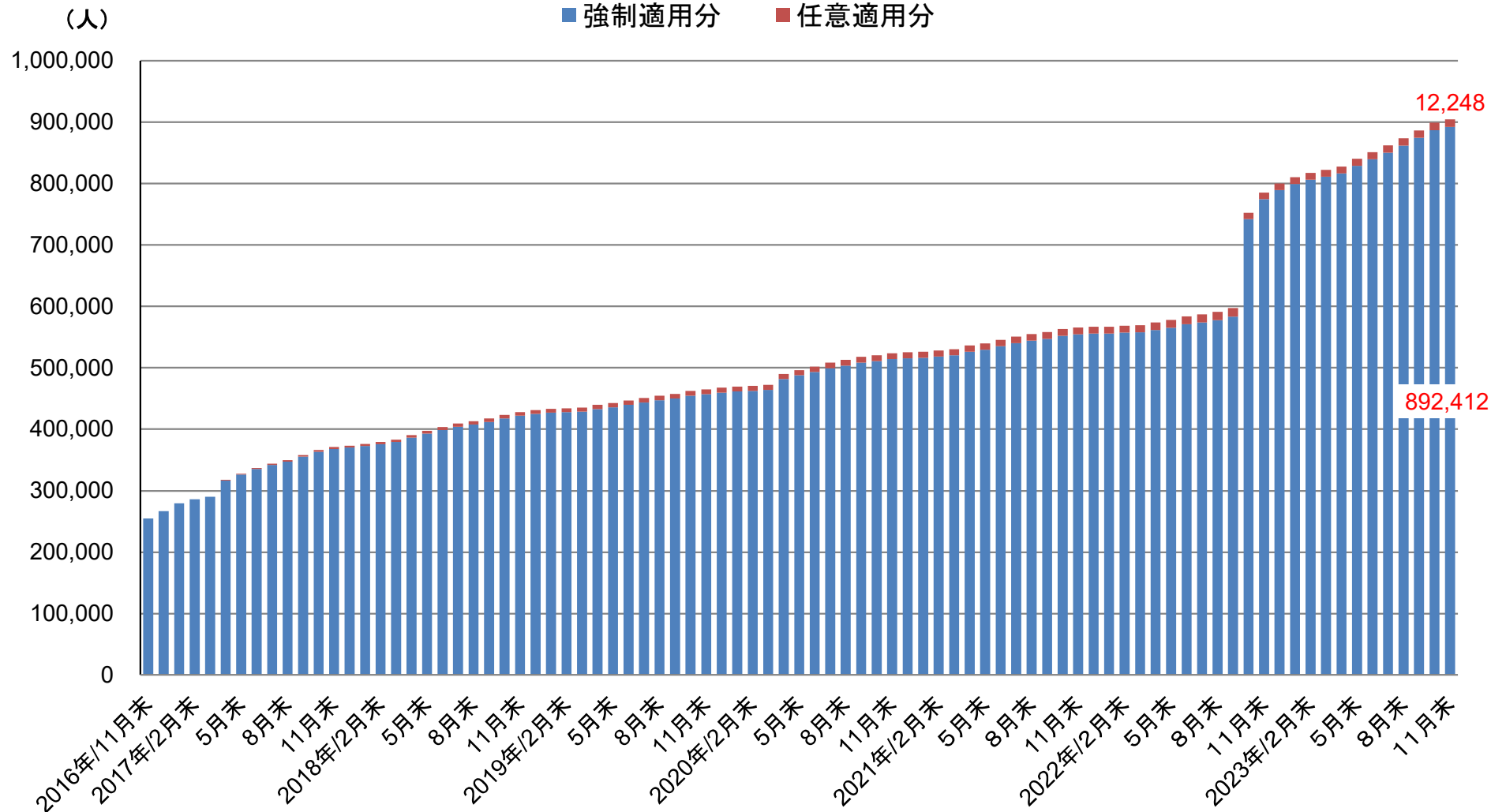
## 2. 働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築

- 労働者の働き方や、企業による雇い方の選択において、社会保険制度における取扱いによって選択を歪められたり、不公平を生じたりすることがないようにする。
- 適用拡大などを通じて働き方に中立的な制度が実現すれば、働きたい人の能力発揮の機会や企業運営に必要な労働力が確保されやすくなることが期待できる。

# 短時間被保険者数の推移

2016年10月以降、適用拡大によって短時間被保険者数は年々増加している。

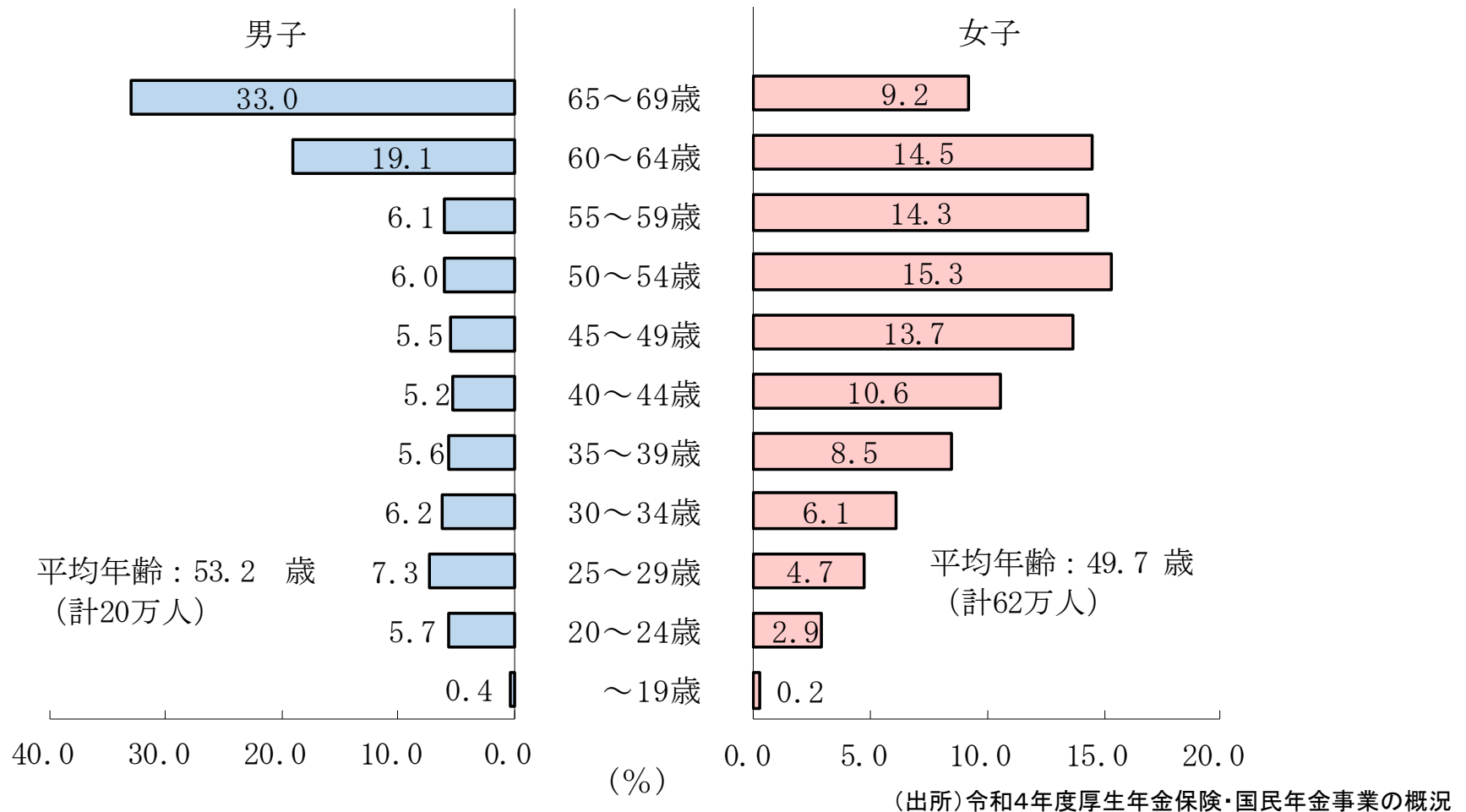
## 短時間被保険者数



# 短時間被保険者の性別・年齢階級別分布

適用拡大によって厚生年金保険に加入した者の多くは**女性または高齢層の方**となっている。

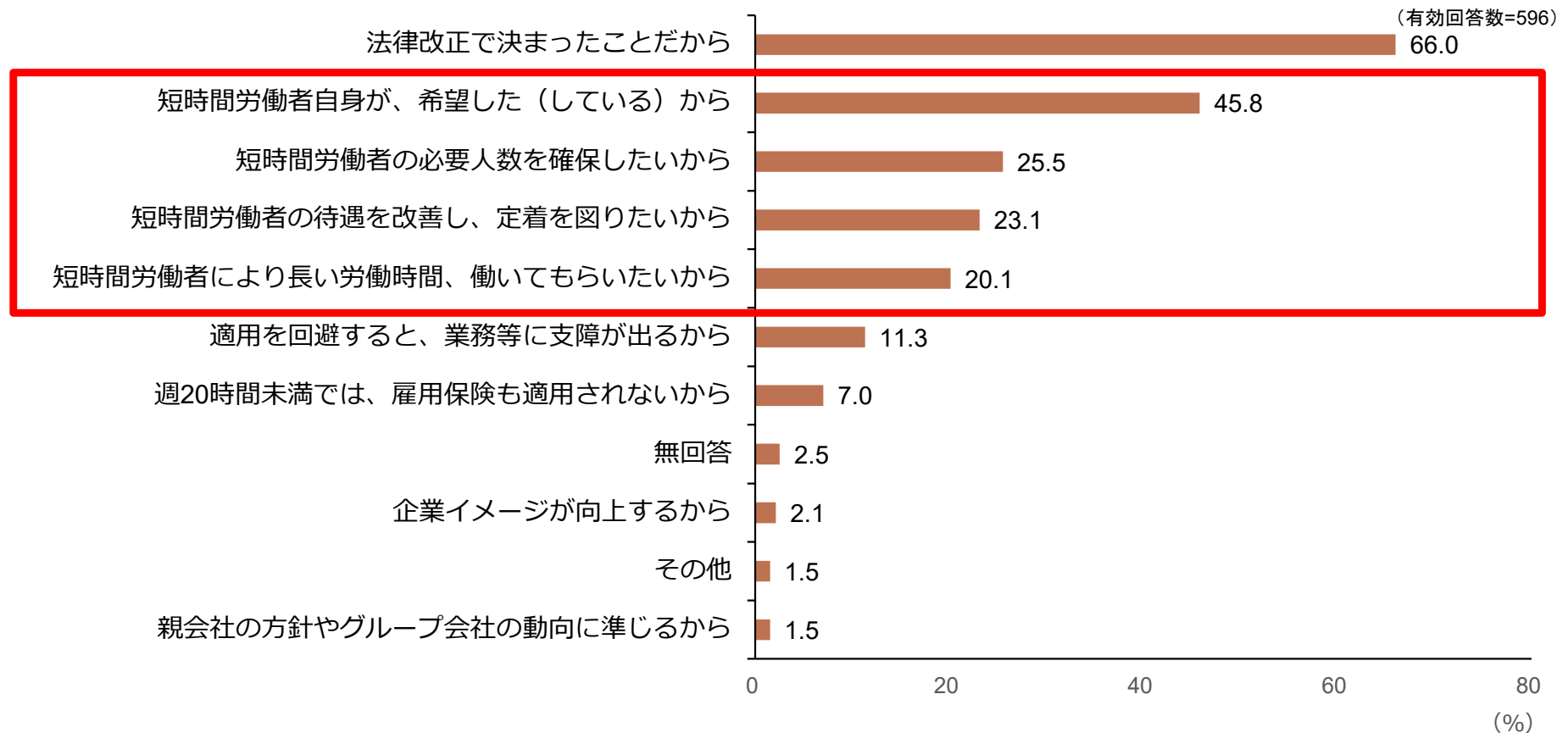
## 短時間被保険者の性別・年齢階級別分布



# 適用拡大に伴う企業の雇用管理の見直し状況

2022年10月の適用拡大において企業が適用を推進した理由は「本人の希望」が4割を超えたほか、「労働者の必要人数の確保」、「労働者の待遇改善による定着」、「より長い時間働いてもらいたい」等の雇用管理の見直しによる回答も多くあった。

適用拡大策をとった理由(複数回答)



(注) 短時間労働者との調整方針において、適用を推進したと回答した企業(395社)と、中立(短時間労働者の意向にまかせる)と回答した企業(216社)の、調整理由の内訳(複数回答)。

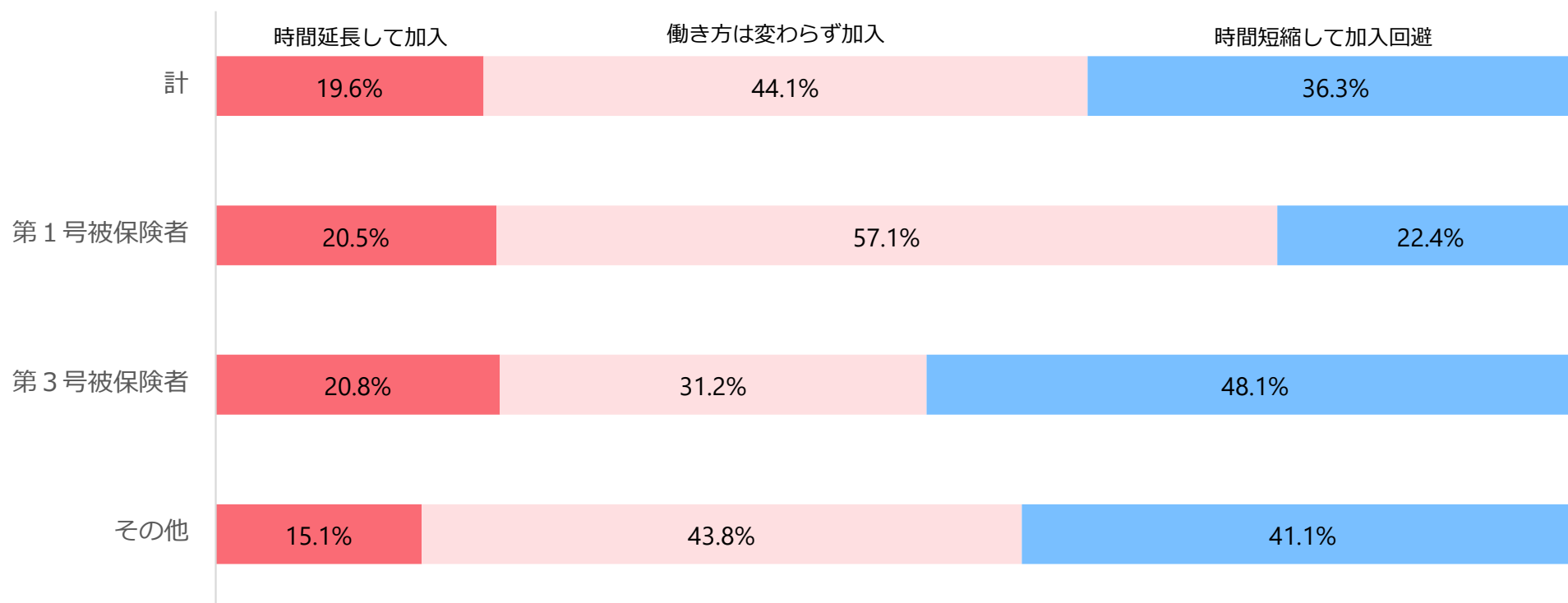
(出所) 労働政策研究・研修機構(JILPT)「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査(2022)」



# 適用拡大の労働者への影響について

2022年10月の適用拡大に伴う被用者保険の加入状況を見ると、就業時間を短縮して加入回避した人より、被用者保険に加入した人の方が多かった。

令和4年10月の適用拡大に伴い被用者保険に加入  
又は加入回避した短時間労働者の内訳



(注) 調査に回答した、従業員数101人以上500人以下の企業に勤務している短時間労働者で、令和4年10月に適用拡大により適用された者及び働き方を変えなければ適用拡大により適用されていたであろう者(383名)のうち、令和4年10月前に第1号被保険者だった者(156人)、第3号被保険者だった者(154人)及びその他(73名)の内訳。なお、その他には、国民年金の被保険者とならない60歳以上の者などが含まれると考えられる。

(出所) 労働政策研究・研修機構(JILPT) 「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査(2022)」

## 3. 社会保障の機能強化

- 適用拡大によって厚生年金保険の適用対象となった者は、**保険料の納め忘れ**もなく、基礎年金に加え、報酬比例給付による保障を受けられるようになり、無年金・低年金を防ぐことができる。
- 適用拡大は、どのような働き方でも共通に保障される基礎年金の水準の確保につながり、所得再分配機能の維持に資する。

(2014年・2019年の財政検証の試算でも、基礎年金水準の確保の効果が示された。)

# 勤労者皆保険（被用者保険の適用拡大）

## ■全世代型社会保障構築会議 報告書 令和4年12月16日

### 2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築（被用者保険関係抜粋）

#### （2）取り組むべき課題

##### ① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

○ 勤労者とその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、以下の課題への対応を着実に進めるべきである。

◆ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃

**週20時間以上勤務する短時間労働者にとって、勤め先の企業の規模によって被用者保険の適用に違いが生まれる状況の解消を図るべきであり、企業規模要件の撤廃について早急の実現を図るべきである。**

◆ 個人事業所の非適用業種の解消

**常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種については、労働者がいずれの事業所で勤務するかによって被用者保険の強制適用の有無が異なる状況の解消を早急を図るべきである。**

また、勤労者皆保険を実現する観点から、「5人未満を使用する個人事業所」についても、そこで働く方々への被用者保険の適用を図る道筋を検討すべきである。

## ■骨太2023（経済財政運営と改革の基本方針2023） 令和5年6月16日閣議決定

### 第4章 中長期の経済財政運営 2. 持続可能な社会保障制度の構築

#### （社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

勤労者皆保険の実現、年齢や性別にかかわらず働き方に中立的な社会保障制度の構築に向け、**企業規模要件の撤廃など短時間労働者への被用者保険の適用拡大、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消等について次期年金制度改革に向けて検討する**ほか、いわゆる「年収の壁」について、当面の対応として被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせない取組の支援などを本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

# 実践編

2

# スケジュール（従業員数51人～100人企業の場合）

令和5（2023）年12月～

日本年金機構から、今回の適用拡大の対象となる可能性がある事業所宛てに、法律改正の内容や社会保険労務士等の専門家による支援事業を案内しているガイドブック等を送付

事業所において、社内準備を実施

- ① 加入対象者の把握
- ② 社内周知
- ③ 従業員とのコミュニケーション（説明会・個人面談）

詳しくは、  
社会保険適用拡大  
ガイドブックを  
ご参照ください！



令和6（2024）年9月上旬まで

日本年金機構から、令和6年10月より新たに適用拡大の対象となる事業所宛てに「**特定適用事業所 該当事前のお知らせ**」文書を送付

上記のお知らせ文書が届いた事業所は、令和6年10月より短時間労働者として被保険者となる者にかかる被保険者資格取得届の提出準備

令和6（2024）年10月

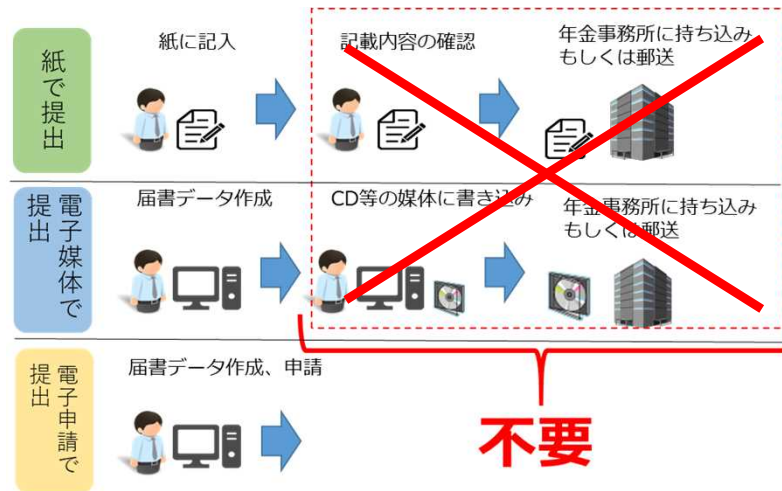
10月7日までに、対象者の「**被保険者資格取得届**」を提出 ※**電子申請**をお勧めしています

提出後は、日本年金機構から「健康保険・厚生年金保険取得確認および標準報酬決定通知書」、協会けんぽ等より「被保険者証」が送付されます

# 手続きは電子申請で簡単に

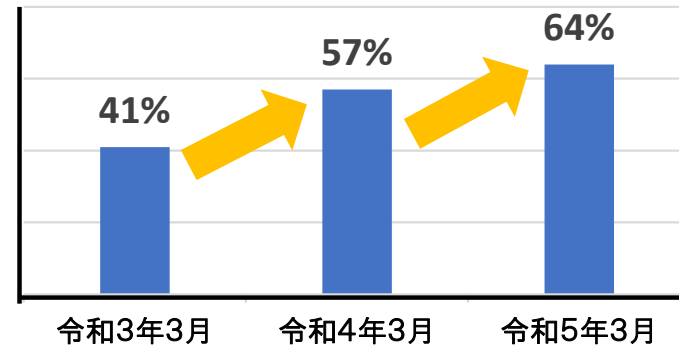
## 電子申請のメリット

- ・ 24時間365日インターネットを使ってどこからでも申請可能です。
- ・ 移動時間の節約や交通費、郵送費の削減が期待できます。
- ・ 申請結果（決定通知書、被保険者証等）は、紙と比べて早く受け取れます。



主要7届※における電子申請実施率

※資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、賞与支払届、月額変更届、扶養異動届、国民年金第3号届



## 電子申請のご利用方法（例：GビズIDと届書作成プログラムを利用した電子申請）



☆ 日本年金機構ホームページに電子申請利用案内動画や電子申請相談チャットを掲載しています。

日本年金機構 電子申請

検索

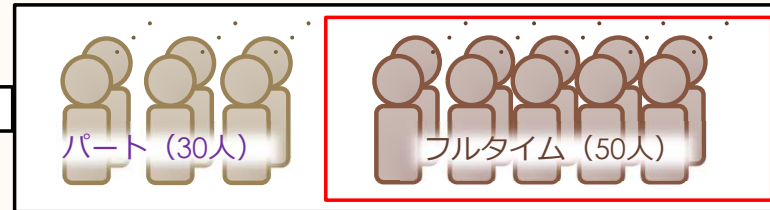
<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

# 企業規模要件（従業員数のカウント方法）

1

企業規模要件の「従業員数」は、4分の3基準を満たす者を指し、それ未満のパート労働者を含まない

中小企業基本法上の  
「従業員数」  
(※パートを含む)  
⇒ **80人**



被用者保険適用上の企業規模  
要件における「従業員数」  
(※パートを含まない)  
⇒ **50人**

2

月ごとに従業員数をカウントし、直近12か月のうち6か月で従業員**50人**超の企業規模を上回ったら適用対象となる

- ✓ 一度適用対象となったら、従業員数が基準を下回っても引き続き適用。ただし、**同意対象者（被保険者（4分の3基準を満たさない短時間労働者を含む）及び70歳以上の使用される者）の3/4以上で組織する労働組合又は同意対象者の3/4以上の同意等**で対象外となることができる

3

従業員数のカウントは、法人は同一の法人番号を有する全適用事業所単位、個人事業所は個々の適用事業所単位で行う

# 労働時間要件について

労働時間要件 ⇒ **週の所定労働時間が20時間以上**あること

## 週の「所定労働時間」とは？

就業規則、雇用契約書等により、その者が週に勤務すべき時間をいう（雇用保険の取扱いと同様）。

## 「所定労働時間」が週単位で決まっていない場合

- ① **1か月単位**で定められている場合  
⇒ 1か月の所定労働時間を12分の52（※）で除して算定  
（特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合は、その月を除いて算定）
- ② **1年単位**で定められている場合  
⇒ 1年の所定労働時間を52（※）で除して算定
- ③ 1週間の所定労働時間が**短期的かつ周期的に変動**する場合  
⇒ 平均により算定

（※）それぞれ、1年間の月数を「12」、週数を「52」として週単位の労働時間に換算

☆ 所定労働時間が週20時間未満である者が、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間が週20時間以上となった場合は、連続する2月において引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる状況となれば、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3月目の初日に被保険者の資格を取得する。



# 賃金要件について

賃金要件 ⇒ **所定内賃金が月額8.8万円以上**であること

「所定内賃金」とは、週給、日給、時間給を**月額に換算**したものに、各諸手当等を含めた賃金のこと。ただし、次に掲げる賃金は除く。

## 除外対象となる賃金

- ① **臨時**に支払われる賃金  
例 **結婚手当**など
- ② **1月を超える期間ごと**に支払われる賃金  
例 **賞与**など
- ③ **時間外労働、休日労働及び深夜労働**に対して支払われる賃金  
例 **割増賃金**など
- ④ 最低賃金法で算入しないことを定める賃金  
例 **精皆勤手当、通勤手当、家族手当**など

☆ 被保険者資格取得届や算定基礎届の提出時の「報酬月額」については、短時間労働者についても一般の被保険者と同様に、臨時に支払われる賃金以外の時間外手当、精皆勤手当、通勤手当等も含めて届出が必要。（上記の取扱いとは異なる）

# 学生要件について

## 原則として学生は適用対象外

**大学、高等学校、専修学校、各種学校**（修業年限が1年以上の課程に限る）等（※）に在学する生徒又は学生 ⇒ **適用対象外**

（※）その他、除外対象となる学校などは、厚生年金保険法施行規則第9条の6に列挙

## 例外（適用拡大の対象になりうる者）

- 卒業見込み証明書を有し、卒業前に就職し、**卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の者**
- **休学中の者**
- 大学の**夜間学部**及び高等学校の**夜間等の定時制**の課程の者など

☆ 上記は4分の3基準を満たさない学生に係る基準であり、4分の3基準を満たす学生については、一般の被保険者として厚生年金保険の適用対象となります。

## 勤務期間要件は撤廃 → 一般労働者と同様の基準が適用

### 雇用期間の見込みが2か月超は適用

今回の法改正により、2022年10月以降、短時間労働者にかかる「勤務期間1年以上」の要件が撤廃

→ フルタイム労働者と同様の基準が適用され、雇用期間の見込みが**2か月超**の場合に被用者保険の適用対象となる

### 雇用期間2か月以内であっても適用される場合

- ① 就業規則、雇用契約書等において、**その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合**
- ② 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により**最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合**

など、雇用期間2か月以内の場合であっても、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれる者については、当初から適用。

☆ ①②のいずれかに該当するときでも、労使双方により、最初の雇用契約の期間を超えて雇用しないことにつき合意しているときは、雇用契約の期間を超えることが見込まれないとして取り扱う。

# 従業員への丁寧な説明が、安定的な労働力の確保に有効

## 前回の適用拡大の対象企業における好事例

社会保険未加入だった非常勤スタッフが、社会保険に加入した場合としなかった場合の手取り額の変化を試算すると、短期的には世帯収入が減少することが分かったが、今後の子供の成長や自身のキャリア上、同社にて長く働きたいという思いもあり、長期的な視点に立って、適用拡大を機に、常勤へ雇用形態を変更し、社会保険に加入した。【複合サービス業】

キャリアアップ助成金の新コース開始を契機として、社会保険料をカバーする手当を創設し、就業調整を行っている従業員を中心に、店舗マネジャーとの個別面談を実施。面談の際に、社会保険加入のメリット・デメリットをわかりやすく伝えたほか、「手当支給を活用して加入」「勤務時間を延長して加入」「来年から加入」等、従業員のライフスタイルに応じた選択肢を提示。また、家庭でも相談しやすい資料も作成。その結果、就業調整を行わず社会保険に加入することを希望する従業員が増加。【飲食業】

従業員へ必ず配布する「給与明細」と、社会保険加入に関する案内文書、厚生労働省が作成したチラシを同封し、対象となる従業員全員へ案内。会社が配布する文書のうち給与明細はパートタイマーがよく見ているため、目に触れる機会の向上に寄与した。【サービス業】

(出所) 適用拡大特設サイト (※趣旨を変えずに文章を縮約している部分がある)

# 専門家活用支援事業の活用

事業主・従業員の方向けの説明会や適用拡大に関するご相談に、ノウハウ豊かな社会保険労務士を、年金事務所を通じて**無料で派遣**。

※ 顧問契約等を結んでいる社会保険労務士がいる場合は、契約を結んでいる社会保険労務士へご相談ください。

例えばこんなサポートができます

適用拡大  
に向けた準備  
の検討

従業員への  
説明  
サポート

手続きに  
関する  
アドバイス

企業単位・事業所単位のほか、団体が実施する講習会等でのご利用も可能です。  
まずは、管轄の年金事務所にお電話ください！

# 社会保険適用拡大に関する広報コンテンツ

令和6年、厚生労働省ホームページ内の「社会保険適用拡大特設サイト」をリニューアル。インターネットを通じて、適用拡大に関する**動画・チラシ・ガイドブック**等の提供や、「**専門家活用支援事業**」等の各種支援事業に関する案内を行っている。



## 社会保険適用拡大特設サイト



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

適用拡大に関するQ & A集や届書の申請等については日本年金機構ホームページをご覧ください。

# 社会保険適用拡大 人事・労務管理者向け手引き

## 「社会保険適用拡大特設サイト」で提供しているガイドブック等の紹介

### ■ 全体構成(全16ページ)

人事・労務管理者向け  
社会保険適用拡大の  
こんなとき! どうする?  
手引き

5分程度で  
手引きの使い方を  
確認できます

こんなとき!	どうする?
適用拡大により社会保険に加入することになる事業所や従業員を知りたい	<b>P 2</b> 1-1 社会保険適用拡大の対象について
従業員説明を計画するにあたってポイントが知りたい	<b>P 4</b> 1-2 社内周知までの流れ
経営層への説明にあたってポイントが知りたい	<b>P 5</b> 1-3 経営層や幹部への説明のポイント
現場責任者への説明にあたってポイントが知りたい	<b>P 8</b> 1-4 現場責任者への説明のポイント
従業員への説明内容のポイントが知りたい 説明内容	<b>P 10</b> 2-1 従業員への説明内容のポイント
従業員への説明方法のポイントが知りたい 説明方法	<b>P 14</b> 2-2 従業員説明の実施のポイント
どんな場面でのツール(チラシ、パンフレット、特設サイト、動画)が使えるか知りたい	<b>P 16</b> 3 マチシ・パンフレット編

人事労務管理者向けに手引きの使い方について説明した動画にご案内します

人事労務担当者の疑問にそって読み進められる手引きです。

疑問点だけを確認することも可能です。

従業員のよくある疑問を解消するためのチラシの使い方や社内周知の方法を調べることができます。

厚生労働省が提供しているTPOに合わせた広報コンテンツのご案内です。

### (例)社内での進め方

1-2 社内周知までの流れ

- 事前準備(人事課の負担軽減・現場責任者の役割)
  - 経営層や幹部へ、適用拡大に関して何を伝えればよいのかが分りません。どのように理解を得て、対応に関する承認を得ればよいか教えてください。
- 経営層や幹部への説明・報告・承認
  - 経営層や幹部へ、経営層や幹部へ報告し、社会保険の適用拡大に向けた社内周知の承認を得よう。
- 現場責任者(各部署の対前線責任者・所長)への案内・説明
  - 現場責任者に対してコミュニケーションをとってもらう現場責任者に対して、対応してほしい事項について説明しましょう(現場責任者に確認してよい場合は人事・労務管理者が行ってください)。
  - 現場責任者が、社会保険適用拡大について理解し、その説明ができれば、従業員への周知がスムーズに進みます。その際、現場責任者に、従業員への説明方法や現場責任者の役割について説明しましょう。その際には、従業員への説明方法や現場責任者の役割も伝えられます。どのような場面で説明するかを確認しましょう。

対象となる従業員への周知

適用拡大の対象になった場合には、企業内における説明を計画的に進めることが重要となります。

どのようなことを考慮する必要があるのか、どのように進めたらよいのか等、先行の企業における好事例のヒアリングから得られた情報を元に社内計画の立て方や社内承認を得る上での説明のポイントを確認できます。

### (例)従業員への説明

2-1 従業員への説明内容のポイント

従業員への説明において、どのような資料を用いて説明すればよいか教えてください。

従業員ごとの状況にあったチラシを用いて以下のポイントを確認し、従業員への説明内容を準備してください。

「社会保険加入のメリット」チラシを準備し、対象となる従業員への説明に活用してください。

対象となる従業員に社会保険加入の条件について説明し、各条件の該当性(社会保険の加入に関するQ&A)チラシをご確認ください。

「社会保険加入のメリット」チラシを準備し、対象となる従業員への説明に活用してください。

対象となる従業員に社会保険加入の条件について説明し、各条件の該当性(社会保険の加入に関するQ&A)チラシをご確認ください。

パート・アルバイトで働く方のシフト管理などの労務管理は、現場管理者が行っているケースも多くあります。

現場管理者が従業員に説明する上での伝達方法や、従業員の属性による説明のポイントを確認できます。

### 詳細なご疑問のQ&Aチラシ

社会保険加入の詳細な要件など、従業員の様々な疑問に回答するためのQ&Aを確認することができます。



「適用拡大に関する好事例を踏まえた人事・労務管理者向け手引き」について有効に活用していただけるよう、活用方法がわかる解説動画(5分程度)で使い方が確認できます。

社会保険適用拡大に伴う  
社内準備のための手引き

社内準備を円滑に進めるための手引きについてご説明いたします。

2 社内計画の立案

人事課 経営層 現場責任者 従業員

人事課 経営層 現場責任者 従業員

説明の期間や方法を計画しましょう。

# 社会保険適用拡大 従業員向けチラシ

## 「社会保険適用拡大特設サイト」で提供しているチラシの紹介

### 「社会保険加入のメリット」チラシ

**社会保険 加入のメリット!**

**対象者** 1分で分かる!動画はこちら

社会保険(健康保険・厚生年金保険)に加入した場合、保障の支払いが生じるものの、医療や年金が保障されますことから、将来の生活が安定してまいります。以下の4つの条件全てにチェックが入った方は、社会保険加入の対象となります。

- 選の勤務期間が20年以上
- 給与が毎月88,000円以上
- 2ヶ月を超えて働く予定がある
- 学生ではない

**医療メリット** 1分で分かる!動画はこちら

- 傷病手当金** 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、健康保険料を4日超から、最大1年6ヶ月、給与の2/3の金額が受け取れます。
- 出産手当金** 出産のための会社を休んだ場合、出産の日から42日間の給与を6割超までの期間、給与の2/3の金額が受け取れます。

**年金メリット** 厚生年金保険に加入すると、年金額が増えます。

加入前(国民年金のみ) → 加入後(国民年金+厚生年金保険)

老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 → 老齢厚生年金 障害厚生年金 遺族厚生年金

**年金額の増額例** 1分で分かる!動画はこちら

厚生年金保険に加入することで「基礎年金」に加えて「厚生年金」が受け取れます。

厚生年金加入期間	1年	5年	10年	15年	20年	25年
老齢厚生年金	6,000	29,800	59,700	89,500	119,400	149,200
国民年金	7,700	38,400	76,700	115,100	153,500	191,900
合計	13,700	68,200	136,400	204,600	272,900	341,100

累計約220万円増額

老齢基礎年金 年額 816,000円

**社会保険加入による変化を計算してみましょう**

▼ 手取り額のシミュレーション  
社会保険加入による保障の支払いなどは、手取り額の変化をシミュレーションすることができます。

▼ 年金額のシミュレーション  
社会保険加入による将来の年金の増額をシミュレーションすることができます。

手取りかんたんシミュレーター | 公的年金シミュレーター

社会保険の加入要件やメリットを図解で確認できます。縦型1分ショート動画で確認できます。



傷病手当金や出産手当金の給付内容について図解で確認できます。給付金額のイメージができるよう計算例も掲載しています。

### 「社会保険加入を考える3ステップ」チラシ

**社会保険加入 を考える 3ステップ!**

**STEP 1 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入による手取り月額(概算)について考えてみましょう。**

加入前	加入後
月給給与: 88,000円	月給給与: 88,000円
健康保険料: 3,800円	健康保険料: 4,900円
厚生年金料: 12,000円	厚生年金料: 6,000円
雇用保険料: 600円	雇用保険料: 0円
手取り月額(概算): 76,500円	手取り月額(概算): 96,500円

**STEP 2 社会保険加入による保障の違いについて考えてみましょう。**

加入前	加入後
国民年金加入	国民年金加入
健康保険加入	健康保険加入
厚生年金加入	厚生年金加入
手取り月額(概算): 約80万円	手取り月額(概算): 約92万円
保障なし	保障あり
手取り月額(概算): 約2,180円(増額)	

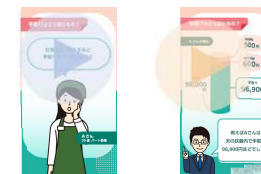
**STEP 3 ご家族や周りの方にも相談して働き方を考えましょう。**

ご家族の方の働き方から手取り額が減少している場合は、社会保険加入することで、手取り額が増えることもありますので、ご家族で働き方を考えましょう。

自分の手取り額の変化を調べるためのシミュレーターを案内しています。



手取り額の変化のイメージを縦型1分ショート動画で確認できます。



**年金メリット** 厚生年金保険に加入すると、年金額が増えます。

加入前(国民年金のみ) → 加入後(国民年金+厚生年金保険)

老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 → 老齢厚生年金 障害厚生年金 遺族厚生年金

**年金額の増額例** 1分で分かる!動画はこちら

厚生年金保険に加入することで「基礎年金」に加えて「厚生年金」が受け取れます。

厚生年金加入期間	1年	5年	10年	15年	20年	25年
老齢厚生年金	6,000	29,800	59,700	89,500	119,400	149,200
国民年金	7,700	38,400	76,700	115,100	153,500	191,900
合計	13,700	68,200	136,400	204,600	272,900	341,100

累計約220万円増額

老齢基礎年金 年額 816,000円

**社会保険加入による変化を計算してみましょう**

▼ 手取り額のシミュレーション  
社会保険加入による保障の支払いなどは、手取り額の変化をシミュレーションすることができます。

▼ 年金額のシミュレーション  
社会保険加入による将来の年金の増額をシミュレーションすることができます。

手取りかんたんシミュレーター | 公的年金シミュレーター

厚生年金保険に加入した場合の、年金額の変化について図解で確認できます。給付金額のイメージができるよう計算例も掲載しています。

自分の年金額の変化を調べるために公的年金シミュレーターをご案内しています。

**将来の年金額について計算してみましょう!**

**ねんきん定期便をお持ちの場合**

ねんきん定期便の二次元コードをスマートフォンで読み込んで年金額の変化を調べる「公的年金シミュレーター」を案内しています。

**ねんきん定期便をお持ちでない場合**

公的年金シミュレーターのサイトから登録、加入期間などを入力することで、より年金額の試算が可能です。

ねんきん定期便に記載の二次元コードをスマートフォンで読み込んで年金額の変化を調べる「公的年金シミュレーター」を案内しています。

操作手順のイメージは縦型1分ショート動画で確認できます。





# 公的年金シミュレーター

個々人の現在の状況と働き方・暮らし方の変化に伴う将来の年金額の見通しを「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるシミュレーションツール。

## ■ 公的年金シミュレーターの特徴

【簡単でスムーズな操作性】

- ・ID・パスワードは不要で、すぐに試算を始めることができます。
- 「ねんきん定期便」の二次元コードを利用すれば、よりスムーズに入力が可能。検索サイトなどからのアクセスも可能。

【グラフを表示しながら試算できる】

- ・スライダーを動かすと年金額の変化が一目で分かる。

【データ管理も安心・安全】

- ・個人情報は記録、保存されません。



## ■ 公的年金シミュレーターの使い方



社会保険適用拡大特設サイト  
マスコットキャラクター  
「あんしん招き猫」



ご清聴ありがとうございました

ご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にお問い合わせください。